

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	令和3年度札幌市特別児童扶養手当事務システム改修業務 （平成30年度及び令和2年度税制改正対応）
発 注 課	保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課
選 定 事 業 者	株式会社HBA
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>当該業務は、平成26年度に開発した「札幌市特別児童扶養手当事務システム」（以下「特児システム」という。）について、令和2年度に施行された税制改正に対応するため、プログラム、画面及び帳票等を改修する業務である。</p> <p>当該業務の実施にあたっては、特児システムの機器構成、ネットワーク環境やプログラム構造等に関する総合的かつ専門的知識が必要となるが、特児システムを開発した選定事業者以外ではシステム全体の機能保全を確保することが出来ない。</p> <p>以上のことから、他の業者においては業務の執行ができないことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」に該当すると判断されるため、選定事業者と随意契約を締結する。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和3年1月15日